

令和元年度
第1回

今金町地域交通協議会

(今金町地域公共交通確保維持改善協議会)

議案

日時：令和元年6月19日(水)
午後2時30分～

場所：今金消防署 2階会議室

次 第

1. 委嘱状交付

2. 挨拶 今金町地域公共交通確保維持改善協議会長 外崎 秀人

3. 議 事

議案第1号 協議会役員の選出について

議案第2号 地域内フィーダー系統確保維持計画の認定申請について

議案第3号 市街地予約バス本格運行について

議案第4号 令和元年度事業計画（案）について

3. そ の 他

今金町地域公共交通確保維持改善協議会 委員名簿

任期 令和元年6月19日～令和3年3月31日

NO	役職	委員名	所属
1	会長	外 崎 秀 人	今金町長
2	委員	辻 紀 英	今金町社会福祉協議会
3	委員	藤 川 治 喜	自治会町内会連合会
4	委員	加 藤 秀 明	今金町民生委員児童委員協議会
5	委員	經 亀 真 利	国土交通省北海道運輸局 函館運輸支局
6	委員	東 野 政 史	北海道檜山振興局
7	委員	西 川 達 也	函館バス株式会社
8	委員	松 本 年 弘	有限会社東ハイヤー
9	委員	田 中 春 次	今金町老人クラブ連合会
10	委員	仁 木 幹 雄	田代連合自治会
11	委員	小 池 令 子	八束連合自治会
12	委員	鈴 木 一 雄	豊田連合自治会
13	委員	水 上 清 司	金原連合自治会
14	委員	大 岩 伸 一	函館地区交通運輸産業労働組合協議会

事務局

寺 崎 康 史 早 坂 靖 植 村 亜 耶 平 尾 健	町まちづくり推進課長 同課長補佐 同 係 同 係
--------------------------------------	-----------------------------------

庁舎内ワーキング委員会

保健福祉課・教育委員会事務局・国保病院

議案第 1 号

協議会役員の選出について

規約第 5 条により、役員は会長 1 名、副会長 1 名、監事 2 名となっており、下記のとおり選出する。

なお、第 7 条及び 8 条により副会長、監事は、会長が指名する者をもってあてることとなる。

令和元年 6 月 19 日

会長 外 崎 秀 人

記

会 長 今金町長（規約第 6 条）

副会長

監 事

監 事

今金町地域公共交通確保維持改善協議会規約

(目的)

第1条 今金町地域公共交通確保維持改善協議会（以下「協議会」という。）は、地域公共交通確保維持改善事業費補助金交付要綱第17条第2項の規定に基づき、地域内フィーダー系統確保維持計画の作成に関する協議及び今金町地域における公共交通の確保維持改善及びバス交通のあり方を協議し、企画し、実行することを目的とする。

(事務所)

第2条 協議会の事務所は、北海道瀬棚郡今金町字今金48番地の1今金町役場内に置く。

(事業)

第3条 協議会は、第1条の目的を達成するため、次の業務を行う。

- (1) 公共交通の確保維持改善の協議に関すること
- (2) 町内バス交通のあり方に関すること
- (3) 地域内フィーダー系統確保維持計画の策定及び変更の協議に関すること
- (4) 確保維持計画の実施に係る連絡調整に関すること
- (5) 確保維持計画に位置づけられた事業の実施に関すること
- (6) 前各号に掲げるもののほか、当協議会の目的を達成するために必要なこと

(組織)

第4条 協議会は次に掲げる委員で組織する。

- (1) 今金町長
 - (2) 国土交通省北海道運輸局函館運輸支局長が指名する者
 - (3) 北海道檜山振興局長が指名する者
 - (4) 町内に事業所を有する一般乗合旅客自動車運送業者
 - (5) 町内に事業所を有する一般乗用旅客自動車運送業者
 - (6) 住民又は利用者の代表
 - (7) 今金町長が指名する者及び今金町職員
 - (8) そのほか協議会が必要と認める者
- 2 前項の委員の任期は2年とする。ただし、欠員により新たに委員になった者の任期は、前任者の残任期間とする。
- 3 委員のうち行政機関等の職員については、その職にある期間とする。
- 4 委員は無報酬とする。

(役員)

第5条 協議会に次の役員を置く。

- (1) 会長 1名
 - (2) 副会長 1名
 - (3) 監事 2名
- 2 会長、副会長及び監事は相互に兼ねることはできない。

(会長)

第6条 会長は、今金町長をもって充てる。

- 2 会長は、協議会を代表し、その会務を総理する。

(副会長)

第7条 副会長は会長が指名する者をもって充てる。

2 副会長は、会長を補佐し、会長不在のときは会長の職務を代理する。

(監査委員)

第8条 監事は会長が指名する者をもって充てる。

2 監事は、協議会の会計監査を行う。

3 監査は、会計監査の結果を協議会の会議において報告する。

(会議の運営等)

第9条 協議会の会議（以下「会議」という。）は、会長が招集し、議長となる。

2 会議は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開くことができない。

3 委員は、都合により会議を欠席する場合は、代理の者を出席させることができることとし、あらかじめ会長に代理の者の氏名等を報告することにより、その代理の者の出席をもって当該委員の出席とみなす。

4 協議会の議決方法は、会議出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

5 会議は、原則として公開とする。ただし、会議を公開することにより公正かつ円滑な議事運営に支障を生じると認められる協議については、非公開とすることができる。

6 協議会は、委員のほか、必要に応じて、資料の提出、会議への出席又は助言等を求めることができる。

7 前各項に定めるもののほか、会議の運営に関し必要な事項は、会長が別に定める。

(協議結果の尊重義務)

第10条 委員は協議会で決議された事項について、その結果を尊重しなければならない。

(幹事会の設置)

第11条 協議会は、計画の実施等にあたり、幹事会を設置することができる。

2 幹事会の名称、構成員、運営そのほか必要な事項は、会長が別に定める。

(事務局)

第12条 協議会の運営に関する事務を行うため、今金町まちづくり推進課内に事務局を置く。

2 事務局には、事務局長を置き、まちづくり推進課長をもって充てる。

3 事務局員は、会長の指名する今金町職員をもって充てる。

4 前項に定めるもののほか、協議会の運営そのほかの事務に関し必要な事項は、会長が別に定める。

(財務に関する事項)

第13条 協議会の予算編成、現金の出納そのほか財務に関し必要な事項は、会長が別に定める。

(協議会が解散した場合の措置)

第14条 協議会が解散した場合には、協議会の収支は、解散の日をもって打ち切り、会長であったものがこれを決算する。

(委任)

第15条 この規約に定めるもののほか、協議会の事務の運営上必要な細則は、会長が別に定める。

附 則

1 この規約は、平成25年4月26日から施行する。

議案第2号

地域内フィーダー系統確保維持計画の認定申請について

○デマンドバス運行の経過

平成24年度

◆今金町地域交通サービス導入調査

今後の方向性（課題）として「患者輸送バス、スクールバスの見直し」「高齢者の足の確保（交通空白地域の解消も含）」「他の交通機関と連携した新たな交通システムの導入」が確認された。

平成25年度

◆今金町地域公共交通確保維持改善協議会設立

今金町デマンドバス導入の方向性、仕組みを検討

◆「八東・白石地区」で実証調査実施（9月、2月）

平成26年度

◆デマンドバスの愛称決定 予約バス「ルンるん号」

◆10月より「八東・白石地区」で本格運行開始

◆スクールバス一般混乗開始

◆「金原・豊田地区」「日進地区」で実証調査実施（9月、2月）

平成27年度

◆10月より「金原・豊田地区」「日進地区」で本格運行開始

◆「田代・稲穂地区」で実証調査実施（9月、2月）

平成28年度

◆10月より「田代・稲穂地区」で本格運行開始

平成29年度

◆市街地運行についての協議

平成30年度

◆市街地で実証調査実施（9月、2月）

◆デマンドバスの概要◆

- ・地域内フィーダー系統確保維持費国庫補助金を活用
- ・函館バスが運行する瀬棚線（長万部～せたな）との乗り継ぎが可能な時間設定とする
- ・月～土まで毎日運行（日・祝日は運行なし）、運賃1回（片道）有料200円
- ・完全予約制で、予約の人数に応じてハイヤー車両や小型バスで運行、予約がない場合その便は運行しない
- ・利用者に年齢制限は設けず、病院・買い物・温泉など多目的に利用可能
- ・スクールバスに乗車する場合、運賃は無料。ただし、乗降場所は児童生徒に合わせた停留所のみ限定（特に帰り便は、児童の乗車状況によっても変更あり）
- ・学校が休校の場合（土曜日、夏休み、冬休み等）は、帰り便のみスクールバスを予約バスに切り替えて運行する。その場合の運賃は有料200円

令和2年度今金町地域内フィーダー系統確保維持計画

今金町地域公共交通確保維持改善協議会

会長 外崎 秀人

1. 地域公共交通確保維持事業に係る目的・必要性

今金町の人口は5,628人(27年国勢調査)で内75歳以上の高齢者は、既に住民の5人に1人にあたる1,200人規模(2015年)に達し、今後さらに増えていくことが予想されており、これまでの自家用車中心の地域交通のままでは、今後日常生活において不便になる世帯が増加することが懸念される。

本町の公共交通機関として、旧国鉄廃止後の代替バスである地域間幹線系統「瀬棚線」が国道230号線で運行されているが、国道から外れた町の南部地区(八束・白石地区、金原・豊田地区、日進地区、田代・稲穂地区)についてはスクールバスと患者輸送(福祉)バスが運行されているのみであり、地域間幹線系統への接続や市街地への外出が困難な交通空白地域である。

このため、自動車での移動が困難な高齢者等の生活交通路線の確保と、交通空白地域の解消を目的として、平成26年10月から八束・白石地区、平成27年10月から金原・豊田地区及び日進地区、平成28年10月から田代・稲穂地区において、スクールバス一般混乗の導入及び地域間幹線系統に接続するフィーダー系統(デマンドバス)の運行を開始した。今後、このデマンドバスを持続的な公共交通として地域に定着させることが必要である。

2. 地域公共交通確保維持事業に係る定量的な目標・効果

(1) 事業の目標

予約バス「ルンるん号」全体の利用者数 3,600人

平成29年度より利用実績が減少傾向であることから、平成28年度と同等以上の利用実績を目標とする。

【利用実績】

	H27.10月 ~H28.9月	H28.10月 ~H29.9月	H29.10月 ~H30.9月
八束・白石地区	2,796人	1,960人	1,757人
金原・豊田地区	726人	640人	518人
日進地区	59人	30人	11人
田代・稲穂地区	—	618人	697人
計	3,581人	3,248人	2,983人

※日進地区は補助対象外系統

(2) 事業の効果

- ①幹線バス(長万部~せたな間)へのアクセスができ、利用促進が図られる。
- ②各地区と市街地間における移動手段が充実する。
- ③各地区と病院や商業施設等が結ばれることで日常生活に必要な社会基盤が維持される。
- ④地区内外問わず高齢者の社会参加が促進される。
- ⑤行政サービスの向上が図られる。
- ⑥高齢者の交通事故の減少が図られる。

3. 2. の目標を達成するために行う事業及びその実施主体

・各運行地区住民を対象とした説明会の実施や、町広報紙へ掲載することにより再周知及び普及啓発を図り目標達成を目指す。実施主体：今金町

4. 地域公共交通確保維持事業により運行を確保・維持する運行系統の概要及び運行予定者

・地域公共交通確保維持改善事業費補助金交付要綱「表1」を添付

5. 地域公共交通確保維持事業に要する費用の負担者

・運行経費から国庫補助金額及び営業収入を差し引いた差額分を、今金町から運行事業者へ補助する。

6. 補助金の交付を受けようとする補助対象事業者の名称

・有限会社 東ハイヤー

7. 補助を受けようとする手続きに係る利用状況等の継続的な測定手法

・該当なし。

8. 別表1の補助事業の基準ニただし書に基づき、協議会が平日1日当たりの運行回数が3回以上で足りると認めた系統の概要

・該当なし。

9. 別表1の補助事業の基準ハに基づき、協議会が「広域行政圏の中心市町村に準ずる生活基盤が整備されている」と認めた市町村の一覧

・該当なし。

10. 生産性向上の取組に係る取組内容、実施主体、定量的な効果目標、実施時期及びその他特記事項

・該当なし。

11. 外客来訪促進計画との整合性

・該当なし。

12. 地域公共交通確保維持改善事業を行う地域の概要

・地域公共交通確保維持改善事業費補助金交付要綱「表5」を添付。

13. 車両の取得に係る目的・必要性

・該当なし。

14. 車両の取得に係る定量的な目標・効果

・該当なし。

15. 車両の取得計画の概要及び車両の取得を行う事業者、要する費用の負担者

- ・ 該当なし。

16. 老朽更新の代替による費用の削減等による地域公共交通確保維持事業における収支の改善に係る計画（車両の代替による費用削減等の内容、代替車両を活用した利用促進策）

- ・ 該当なし。

17. 協議会の開催状況と主な議論

- ・ 平成 25 年 4 月～平成 30 年 5 月
前年度以前の申請計画に記載のため省略
- ・ 平成 30 年 8 月 6 日 平成 30 年度第 2 回今金町地域公共交通確保維持改善協議会
市街地デマンドバス実証調査について
- ・ 平成 31 年 1 月 15 日 平成 30 年度第 3 回今金町地域公共交通確保維持改善協議会
事業評価の実施、実証調査結果について
- ・ 平成 31 年 3 月 26 日 平成 30 年第 4 回今金町地域公共交通確保維持改善協議会
実証調査結果について、次年度事業計画
- ・ 令和元年 6 月 19 日 令和元年度第 1 回今金町地域公共交通確保維持改善協議会
本計画の承認、年間事業計画の承認

18. 利用者等の意見の反映状況

- ・ 平成 24 年度に町独自で実施した今金町地域交通サービス導入調査において、各地区（13 地区）住民聞き取り調査、各地区代表及び民生委員等 30 名でのワークショップを開催し、地域住民の交通課題及びニーズの把握を行い、それをベースとした報告書を作成した。
- ・ 上記報告書をもとに平成 25 年度においては、八東・白石地区を対象エリアとして 9 月・2 月に実証調査運行を実施した。実施後のアンケートや聞き取りを行い、課題把握を行った。これらのデータをもとに協議会で検討を経て、平成 26 年 10 月から八東・白石地区での本格運行を開始した。
- ・ 平成 26 年度には 9 月・2 月に金原・豊田地区、日進地区で実証調査運行を実施し、実施前後に当該地区の民生委員にも協力いただきながらアンケートや聞き取りを行ったほか、八東・白石地区では利用者から運行事業者へ日常的に届く声に基づいて運行事業者においても聞き取りを行っていただき、平成 27 年 4 月から運行時刻の変更などを行った。その後、協議会での検討を経て、平成 27 年 10 月から金原・豊田地区、日進地区でも本格運行を開始し、日進地区においては、実証調査運行時と地区住民の状況が変わっていることなどを地区の集会時等に聞き取りを行った。
- ・ 平成 27 年度には 9 月・2 月に田代・稲穂地区で実証調査運行を行い、それぞれ実施前に利用見込者に対し説明や聞き取りを行うほか、2 月には当該地区住民を対象にアンケートを行った。その後、協議会での検討を経て、平成 28 年 10 月から田代・稲穂地区でも本格運行を開始した。
- ・ 平成 29 年 4 月から、利用者より聴取した意見に基づいて協議会において検討し、時刻表のレイアウトを改正した。
- ・ 平成 30 年 4 月から、電話の他 F A X での予約受付を開始した。また、F A X 予約様式を作成し、老人クラブなど団体での受付も可能とした。

19. 協議会メンバーの構成

- (1) 関係都道府県 ・ 北海道檜山振興局地域創生部地域政策課
- (2) 関係市町村 ・ 今金町まちづくり推進課
- (3) 関係交通事業者 ・ 函館バス株式会社
・ 有限会社東ハイヤー
- (4) 地方運輸局 ・ 函館運輸支局
- (5) その他協議会が必要とする者（次の各団体からの代表者）
 - ・ 今金町社会福祉協議会
 - ・ 今金町自治会町内会連合会
 - ・ 今金町老人クラブ連合会
 - ・ 今金町民生委員児童委員協議会
 - ・ 田代連合自治会
 - ・ 八束連合自治会
 - ・ 豊田連合自治会
 - ・ 金原連合自治会
 - ・ 函館地区交通運輸産業労働組合協議会

【本計画に関する担当者・連絡先】

(住所) 北海道瀬棚郡今金町字今金48番地の1
(所属) 今金町まちづくり推進課企画政策グループ
(氏名) 植村 亜耶
(電話) 0137-82-0111 (内線135)
(E-mail) imk-kikakushinko@town.imakane.lg.jp

市街地予約バスの本格運行について

- 1. 名称 予約バス「まちなかルンるん号」(仮)
- 2. 運行開始日 令和元年7月1日(月)
- 3. 運行日 月曜日～土曜日(日曜日、祝日は運休)
- 4. 運行時間

1便	10:30～11:00
2便	11:00～11:30
3便	11:30～12:00
4便	12:00～12:30
5便	13:50～14:20



- 5. 利用運賃 1人1回(片道)200円
- 6. 運行エリア 市街地17町内会及びトマンケシ自治会の一部
- 7. 利用方法 前日の午後5時まで、または乗車したい便の30分前までに予約
- 8. その他

★運行時間外及び対象エリア外での乗降は通常のハイヤー料金となる。
 ★予約に応じて運行ルートを決し、各予約者宅を経由して目的地まで届ける乗合方式とするため、到着時間に遅れが生じる可能性がある。
 ★完全予約制で、予約がない場合は運行しない。

- 9. 周知方法
 - 自治会・町内会へ案内配布(別紙参照)
配布日: 令和元年6月21日(金)
 - 広報いまかね7月号へ掲載
発行日: 令和元年7月5日(金)
 - 公共施設等への案内設置
設置日: 令和元年6月中
 - 「町長とお茶懇」での概要説明

日時	場所	対象自治会
6月26日(水) 18:30～20:30	八束交流センター	八束連合・日進
6月27日(木) 15:30～17:30	クアプラザピリカ交流棟	美利河連合・花石連合・中里
7月1日(月) 18:30～20:30	種川構造改善センター	種川連合
7月5日(金) 18:30～20:30	金原基幹集落センター	金原連合・豊田連合
7月8日(月) 18:30～20:30	神丘構造改善センター	神丘連合
7月9日(火) 18:30～20:30	今金町民センター	市街地・田代連合・トマンケシ

予約バス「まちなかルンるん号」の運行を開始します!

1. 運行開始日 **令和元年7月1日(月)**
2. 運行日 月曜日～土曜日(日曜、祝日運休)
※時間は右表を参照
3. 運賃 乗車一人一回(片道) **200円**
4. 運行エリア 市街地17町内会及びトマンケシ自治会の一部(詳しくはお問合せください)
5. 利用方法 **前日の午後5時まで**、または乗車したい便の**30分前までに予約**

1便	10:30～11:00
2便	11:00～11:30
3便	11:30～12:00
4便	12:00～12:30
5便	13:50～14:20

ご利用上の注意

- 運行時間外や運行エリア外でのご利用は通常のハイヤー料金となります
- 各運行時間の30分前までに必ず予約が必要です
※一人も予約がない場合は運行しません
- 予約者が複数の場合は乗り合い(相乗り)での運行となります
- 乗り合い運行のため、泥酔(飲酒)状態での乗車はご遠慮ください。

ご利用のQ&A

- Q1. 一人でも乗車できますか?
- A1. 一人でもご利用いただけます。前日の午後5時まで、または乗車したい便の30分前までにご予約いただければ必ず乗車できます。
- Q2. 利用者の制限はありますか?
- A2. 年齢制限等はありません。運行時間、運行エリア内の移動であればどなたでもご利用いただけます。
- Q3. 自宅まで迎えに来てくれますか?
- A3. ご自宅までお迎えに行きます。また、自宅以外のご指定の場所(病院、商店など)からも乗車できますので、ご予約の際にお伝えください。
※冬期間、除雪の状況によっては自宅前まで行けない場合もあります。

お問合せ先 役場まちづくり推進課 ☎82-0111

裏面もご覧ください

「まちなかルンるん号」ご利用の流れ

① 乗車予約

前日の午後5時まで、または乗車したい便の30分前までに電話し、お名前・乗車日時・乗車場所・降車場所・乗車人数等をお伝えください。

便数	時間	予約締切時間
1便	10:30~11:00	10:00
2便	11:00~11:30	10:30
3便	11:30~12:00	11:00
4便	12:00~12:30	11:30
5便	13:50~14:20	13:20



予約先：東ハイヤー TEL0137-82-0166

② 乗車

予約した日時、乗車場所でお待ちいただき、ご乗車ください。
※変更やキャンセルの場合はお早めにご連絡ください。



③ 目的地まで移動

ご指定の目的地まで移動します。
※乗り合いのため、途中で他の予約者が乗車する場合があります。



④ 目的地へ到着

運賃200円をお支払いいただき、降車してください。次に乗車予定の便があれば降車時に予約ができます。



運行イメージ（例）

【予約者】

- ・自宅から国保病院へ行きたい南栄町のAさん
- ・国保病院からAコープへ行きたいBさん
- ・自宅からあったからんどへ行きたい大和町のCさん

【運行ルート】※一例です

- ①南栄町でAさん乗車
- ②大和町でCさん乗車
- ③国保病院でAさん降車、Bさん乗車
- ④AコープでBさん降車
- ⑤あったからんどでCさん降車



裏面もご覧ください

議案第4号

令和元年度事業計画（案）について

4月	・協議会委員推薦依頼
5月	
6月	・ 第1回今金町地域公共交通確保維持改善協議会 開催 ・協議会委員委嘱 ・地域内フィーダー系統確保維持計画認定申請 ・市街地予約バス住民周知
7月	・ 市街地予約バス本格運行開始 ・市街地予約バス住民周知
8月 ～ 10月	
11月	・地域内フィーダー系統確保維持費国庫補助金申請
12月 ～ 1月	・ 第2回今金町地域公共交通確保維持改善協議会 開催 ・フィーダー系統確保維持計画の事業評価実施
2月	
3月	・ 第3回今金町地域公共交通確保維持改善協議会 開催 ・次年度事業計画